今治市
Imabari City

おくやみ
ハンドブック

ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。
今治市では、ご家族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きについて、少しでもわかりやすく進めて頂けるようハンドブックを作成いたしました。
このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

今治市役所　市民課

おくやみコーナーのご案内（予約制）

今治市役所　市民課では亡くなられた方に関する手続きをご案内する「おくやみコーナー」を設置しています。あらかじめご予約いただいたご遺族の方に、市役所内で必要な手続き窓口へ係員が同行します。
ご利用には前日までに予約が必要となっておりますので、下記の電話番号へご連絡ください。
※ご予約なく来庁された場合でも受付できますが、ご案内までに 30 分～ 1 時間程お待ちいただくことになります。

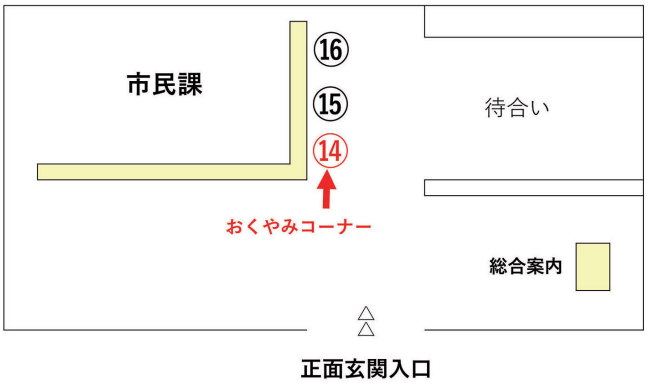

受付時間：土・日・祝日・年末年始を除く
午前 8：30 ～午後 4：00 まで
電話番号：
0898-36-1519（おくやみコーナー直通）
0898-36-1532（「おくやみコーナー予約」とお伝えください）
場所：今治市役所　本館 1 階　市民課
住所：〒794-8511　今治市別宮町 1 丁目 4 番地 1

＊各支所でも一部の手続き、また、手続きが完了する場合もあります。
一度「おくやみコーナー」へご確認ください。

朝倉支所	住民サービス課	☎ 0898 - 56 - 2500
玉川支所	住民サービス課	☎ 0898 - 55 - 2211
波方支所	住民サービス課	☎ 0898 - 41 - 7111
大西支所	住民サービス課	☎ 0898 - 53 - 3500
菊間支所	住民サービス課	☎ 0898 - 54 - 3450
吉海支所	住民サービス課	☎ 0897 - 84 - 2111
宮窪支所	住民サービス課	☎ 0897 - 86 - 2500
伯方支所	住民サービス課	☎ 0897 - 72 - 1500
上浦支所	住民サービス課	☎ 0897 - 87 - 3000
大三島支所	住民サービス課	☎ 0897 - 82 - 0500
関前支所	住民サービス課	☎ 0897 - 88 - 2111

＊必要な手続きを確認するにあたり、各課と個人情報を含む情報を共有することになりますのでご了承ください。
＊亡くなられた方の状況によって、一度の来庁で終わらないお手続きもあります。

STEP　1　おくやみコーナーの予約

おくやみコーナーのご予約にあたり、主に次のことをお伺いさせていただきます。
（事前にご確認等、お願いします。）

亡くなられた方	
お名前：	配偶者の有無：
生年月日：　　年　　月　　日	有の場合お名前：
亡くなられた日： 年　　月　　日	住　所：今治市

喪主様	
お名前：	亡くなられた方との関係：
葬儀の日：　　年　　月　　日	会葬礼状等の有無：

手続きに来られる方	
お名前：	亡くなられた方との関係：
住　所：	電話番号：

予約日：　　年　　月　　日　　時～

STEP　2　持ち物の確認

３ページ「来庁時の持ち物について」にチェックしてください。

STEP　3　予約当日

必要なものをご持参の上、今治市役所　市民課「おくやみコーナー」へお越しください。

亡くなられた方の戸籍の取得について

お亡くなりになられた方の戸籍は、市民課、各支所住民サービス課で取得できます。広域交付の戸籍については、顔写真付きの本人確認書類（P.３の「本人確認書類について」参照）をお持ちの方で、下記①の方に限ります。

請求できる方

① 亡くなられた方と同じ戸籍に記載されている配偶者、および直系尊属（父母、祖父母等）、直系卑属（子、孫等）

② 第三者の方は下記のとおりになります。
　上記①以外で自身の権利行使、義務履行のため亡くなられた方の戸籍が必要な方は請求理由を詳しく記載していただき、請求が正当であることが確認できる書類等を提出していただきます。

＊死亡届出後、戸籍への記載には時間を要します。各種手続きで戸籍が必要な場合は死亡届出後、一週間程度あけての来庁をお勧めします。

＊請求には正確な本籍地（町名、番地）、筆頭者氏名、必要な方の氏名を記載していただきますので、事前に確認の上、お越しください。

来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- □ **来庁される方の本人確認書類**（下記「本人確認書類について」参照）
- □ **預貯金通帳**（※相続人代表および喪主、年金請求者）
- □ **死亡診断書の写し**
- □ **喪主確認できる書類**（会葬礼状、葬儀費用の契約書・見積書・請求書など）
- □ **年金請求者のマイナンバーカードまたは通知書**
- □ **相続権のある方の関係が分かる書類**（戸籍・火葬許可証・公正証書・遺言書）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。様式は P.46 、48 にあります。

亡くなられた方の必要なもの

- □ **基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳および年金証書）**
- □ **国民健康保険被保険者証（資格確認書等）、後期高齢者医療被保険者証（資格確認書等）**

  ※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証（資格確認書等）

  ※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）
- □ **介護保険被保険者証**
- □ **身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証**
- □ **子ども医療費受給資格者証、ひとり親家庭医療費受給資格者証、重度心身障害者医療費受給者証、その他 市役所から交付された証書類**
- □ **墓地使用許可書**（市営の墓地をお持ちだった場合のみ）

※見つからない場合は紛失として手続きできます。

本人確認書類について

- □ **１点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）**

  マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書（平成 24 年 4 月以降交付のもの）、パスポート、障害者手帳等（顔写真があり顔写真に割印があるもの）、在留カード、特別永住者証明書
- □ **２点で本人確認できる書類**

  健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証（資格確認書等）、医療受給者証、各種年金手帳、学生証、預金通帳、クレジットカード、診察券など

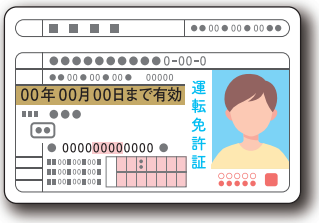

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。

身近な人が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3か月以内	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き （40ページ参照） ○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認	（41ページ参照）
4か月以内			○所得税の準確定申告 （42ページ参照）
10か月以内		○遺産分割協議 （41ページ参照） ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告 （42ページ参照） ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

今治市で必要な手続きについては7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

死亡に伴う各種手続きチェックリスト（該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください）

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	□	住民基本台帳カード・マイナンバーカードを持っていた	P.7
	□	印鑑登録をしていた	
	□	有効期限内のパスポートを持っていた	P.8
	□	在留カードをもっていた	
保険	□	国民健康保険に加入していた	P.9
	□	国民健康保険税が課税されていた	P.10
	□	後期高齢者医療保険に加入していた	P.11・12
年金	□	国民年金に加入または受給していた	P.13
	□	厚生年金に加入または受給していた	
	□	共済年金に加入または受給していた	P.14
	□	農業者年金を受給していた	
税金	□	市税の納付が済んでいない	P.15
	□	市税を口座振替にて納付していた	
	□	市県民税が課税されていた	P.16
	□	固定資産を持っていた（所有権移転登記が済んでいない）	P.17
	□	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた	P.18
介護保険	□	65歳以上または介護認定を受けていた	P.19
	□	介護保険料がかかっていた	P.20
	□	介護保険料を口座振替にて納付していた	
福祉（障がい）	□	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	P.21
	□	障害児福祉手当を受給していた	
	□	特別障害者手当を受給していた	P.22
	□	特別児童扶養手当を受給していた	P.22・23

区分	☑	該当事項	詳細ページ
福祉（障がい）	□	今治市心身障害者（児）福祉年金を受給していた	P.23
	□	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	P.24
	□	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養共済年金）	P.24・25
	□	重度心身障害者医療費の助成を受けていた	P.26
	□	重度障がい者（児）タクシー券を利用していた	
子ども	□	児童手当を受給していた	P.27
	□	児童扶養手当を受給していた	
	□	子ども医療費の助成を受けていた	P.28
	□	ひとり親家庭医療費の助成を受けていた	
	□	養育医療券を交付されていた	P.29
上下水道	□	上下水道を使用していた	P.30
	□	井戸水を使用していた	
	□	下水道事業受益者負担金を納付中であった	P.31
	□	浄化槽の管理者であった	
その他	□	市営墓地を持っていた	P.32
	□	飼い犬を登録していた	P.33
	□	市営住宅に住んでいた	
	□	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金を申請していた	P.34
	□	家を相続した	P.35
	□	農地を相続した	
	□	森林を相続した	P.36
	□	家財整理をしたい	

1. 住民登録に関する手続き

住民基本台帳カード・マイナンバーカードを持っていた

手続き カードの返却

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が住民基本台帳カードやマイナンバーカードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となりますので返却または破棄してください。 ※亡くなられた方の相続手続等で個人番号（マイナンバー）の提示を求められる場合があるので、マイナンバーカードはしばらくの間は保管してください。	なし **手続き可能な人** どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方の住民基本台帳カード・マイナンバーカード	市民課 ☎ 0898-36-1532

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返却

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却または破棄してください。	速やかに **手続き可能な人** どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）	市民課 ☎ 0898-36-1532

有効期限内のパスポートを持っていた

手続き パスポートの返納

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が有効期限内のパスポートをお持ちだった場合、その方のパスポートは死亡日をもって無効となります。 パスポートを返納してください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方のパスポート □ 手続きされる方の本人確認書類	市民課 ☎ 0898-36-1532

在留カードを持っていた

手続き 在留カードの返納

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が在留カードをお持ちだった場合、その方の在留カードは死亡日をもって無効となります。 在留カードを返納してください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方の在留カード	市民課 ☎ 0898-36-1532

2. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 被保険者証（資格確認書）等の返却

手続き詳細	期　限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用等を防ぐために被保険者証（資格確認書）等を回収しています。 ※市役所本庁または各支所に返却が難しい場合は、はさみ等で細かくしてから処分してください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の国民健康保険被保険者証（資格確認書）等	保険年金課 ☎ 0898-36-1518

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期　限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費（10,000円）が支給されます。 ※職場等の健康保険被保険者だった方が退職等資格喪失後3か月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険組合か国民健康保険からの葬祭費の支給を選択することができます。	葬祭を行った日の翌日から2年以内
	手続き可能な人
	葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
□ 葬祭執行者の通帳 □ 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状・葬祭領収書）	保険年金課 ☎ 0898-36-1518

手続き③ 高額療養費の申立て申請

手続き詳細	期　限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申立て申請ができます。	2年以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
□ 預金通帳等（相続人のもの） □ マイナンバーカード（相続人のもの）	保険年金課 ☎ 0898-36-1518

国民健康保険税が課税されていた

手続き　相続人による送付先変更届の提出

手続き詳細	期　限
亡くなられた方に保険税が課税されている場合、保険税を再計算した更正通知書等を生前のご住所に送付します。 独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は送付先変更届をご提出ください。 なお、既に同届を提出されていて、亡くなられた後も送付先に変更がない方は、改めて提出する必要はございません。 ※郵送手続き可。ご連絡いただければ同届を郵送でお送りします。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 国民健康保険税納税通知書または更正通知書 □ 送付先変更届の提出がある方は届出人の本人確認書類（顔写真入り）の写し	市民税課 ☎ 0898-36-1510

MEMO

2. 保険に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 被保険者証（資格確認書）等の返却

手続き詳細	期　限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用等を防ぐために被保険者証（資格確認書）等を回収してます。 ※市役所本庁または各支所に返却が難しい場合は、はさみ等で細かくしてから処分してください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証（資格確認書）等	保険年金課 ☎ 0898-36-1520

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期　限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費（20,000円）が支給されます。 ※職場等の健康保険被保険者だった方が退職等資格喪失後3か月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険組合か後期高齢者医療保険からの葬祭費の支給を選択することができます。	葬祭を行った日の翌日から2年以内
	手続き可能な人
	葬祭執行者
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 葬祭執行者の通帳 □ 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状・葬祭領収書）	保険年金課 ☎ 0898-36-1520

手続き③ 高額療養費の申立て申請

手続き詳細	期　限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申立て申請ができます。	2年以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 預金通帳等（相続人のもの）	保険年金課 ☎ 0898-36-1520

手続き④ 相続人による送付先設定届出書の提出

手続き詳細	期　限
後日、市より亡くなられた方の生前のご住所に保険料の未納または還付に関するお手紙を送付する場合があります。 独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は同届をご提出ください。 なお、既に送付先設定届出書を提出されていて、亡くなられた後も送付先に変更がない方は、改めて同届を提出する必要はございません。 ※郵送手続き可。お電話でご連絡いただければ送付先設定届書を郵送でお送りします。	約 2 週間以内 **手続き可能な人** 相続人
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 顔写真付きの本人確認書類 （P. 3の「本人確認書類について」参照）	保険年金課 ☎ 0898-36-1520

MEMO

3. 年金に関する手続き

国民年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号が分かるものを準備の上、必要な手続きの確認をしてください。 ※受給していた年金が、老齢基礎年金、遺族基礎年金、障害者基礎年金、寡婦年金、特別障害給付金のみの場合は、市役所へお問い合わせください。	速やかに **手続き可能な人** ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方等の基礎年金番号が分かるもの	保険年金課 ☎ 0898-36-1520

厚生年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号が分かるものを準備の上、事前にお問い合わせください。 ※受給していた年金が、老齢厚生年金、遺族厚生年金、障害厚生年金の場合は、今治年金事務所等へお問い合わせください。	速やかに **手続き可能な人** ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方等の基礎年金番号が分かるもの	今治年金事務所 ☎ 0898-32-6141

共済年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号の分かるものを準備の上、事前にお問い合わせください。	速やかに 手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方等の基礎年金番号が分かるもの	各共済組合

農業者年金を受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期　限
受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は住所地のJAに「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	速やかに 手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
□ 農業者年金証書または農業者年金証書紛失届 □ 死亡者の戸籍謄本（死亡日の記載があるもの） □ 請求者の戸籍謄本（死亡者との関係が分かるもの）	農業委員会事務局 ☎ 0898-36-1591

MEMO

4. 税金に関する手続き

市税の納付が済んでいない

手続き 納付に係る手続き

手続き詳細	期　限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので納付書により納付をしてください。	納付書に記載の納期限まで
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
□ 納付書	納税課 ☎ 0898-36-1512

市税を口座振替にて納付していた

手続き 口座振替終了の申出

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が口座振替を利用されていた場合は、窓口または電話にて口座振替終了を申し出てください。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
なし	納税課 ☎ 0898-36-1512

MEMO

市県民税が課税されていた

手続き① 納付に係る手続き

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が給与または年金から市県民税を特別徴収されていた場合、特別徴収できていない税額があれば普通徴収に切り替え、納税通知書を相続人に送付させていただきます。	納税通知書に記載の納期限まで
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 納付書	市民税課 ☎ 0898-36-1510

手続き② 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期　限
相続人のうち、どなたが相続人の代表者になられるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。 ※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。	相当な期間（概ね 3 か月）
	手続き可能な人
	相続人代表者となる方
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 相続人代表者となる方の本人確認書類	市民税課 ☎ 0898-36-1510 管轄の家庭裁判所 松山家庭裁判所今治支部 ☎ 0898-23-0010

固定資産を持っていた（所有権移転登記が済んでいない）

手続き　固定資産現所有者（相続人代表者）指定届の提出

手続き詳細	期　限
固定資産を持つ納税義務者が亡くなられた場合、その納税義務者に代わって固定資産にかかる納税等の管理をしていただく方を相続人の中から指定する届出になります。 ※所有権移転登記が済んでいる方は、資産税課への届出は不要です。 ※所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局でのお手続きをお願いします。	後日送付する依頼文に記載されている提出期限
	手続き可能な人
	相続人代表者となる方
必要なもの	**問い合わせ先**
「固定資産現所有者（相続人代表者）指定届」を相続人の中から１名の方に送付しますので、相続人間で協議の上、必要事項を記入しご提出ください。	資産税課 ☎ 0898-36-1511 登記に関すること 松山地方法務局今治支局 ☎ 0898-22-0855

MEMO

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期　限
亡くなられた方の名義の車両（ナンバープレート）を相続しない場合は、市民課または各支所住民サービス課で必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続きをしてください。	亡くなられた日から 30日以内
必要なもの	**手続き可能な人**
□ ナンバープレート □ 標識交付証明書 □ 手続きを行う方の本人確認書類 □ 亡くなられた方と相続人の関係が分かる書類（戸籍謄本など） □ ③の方が手続きする場合、相続人からの廃車に関する委任状	①相続人 ②相続人とご同居のご家族 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの廃車に関する委任状が必要となります。
	問い合わせ先
	市民税課 ☎ 0898-36-1510

手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期　限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、市民課または各支所住民サービス課で名義変更の手続きをしてください。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。	亡くなられた日から 15日以内
必要なもの	**手続き可能な人**
□ 標識交付証明書 □ 手続きを行う方の本人確認書類 □ 亡くなられた方と相続人の関係が分かる書類（戸籍謄本など） □ ③の方が手続きする場合、相続人からの名義変更に関する委任状	①相続人 ②相続人とご同居のご家族 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの名義変更に関する委任状が必要となります。
	問い合わせ先
	市民税課 ☎ 0898-36-1510

5. 介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き① 証書の返却

手続き詳細	期　限
介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証を返却してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 介護保険被保険者証 □ 介護保険負担割合証 □ 介護保険負担限度額認定証	介護保険課 ☎ 0898-36-1526

手続き② 高額介護サービス費の申請

手続き詳細	期　限
被保険者が高額介護サービス費に該当した場合に申請ができます。	2 年以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 預金通帳等（相続人のもの） □ 相続人であることが分かる書類 法定相続人の場合：戸籍謄本の写し等 指定相続人の場合：遺言書の写し等	介護保険課 ☎ 0898-36-1526

介護保険料がかかっていた

手続き 相続人による送付先変更届の提出

手続き詳細	期　限
亡くなられた方に保険料がかかっている場合、保険料を再計算した通知書等を生前のご住所に送付します。 独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など、送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は送付先変更届をご提出ください。 なお、既に同届を提出されていて、亡くなられた後も送付先に変更がない方は、改めて提出する必要はございません。 ※郵送手続き可。ご連絡いただければ同届を郵送でお送りします。	速やかに **手続き可能な人** 相続人
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 介護保険料特別徴収通知書、納入通知書、更正通知書のいずれか □ 送付先変更届の提出がある方は届出人の本人確認書類（顔写真入り）の写し	市民税課 ☎ 0898-36-1510

介護保険料を口座振替にて納付していた

手続き 口座振替終了の申出

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が口座振替を利用されていた場合は、窓口または電話にて口座振替終了を申し出てください。	速やかに **手続き可能な人** 相続人
必要なもの	**問い合わせ先**
なし	納税課 ☎ 0898-36-1512

6. 福祉（障がい）に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳	障がい福祉課 ☎ 0898-36-1527

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当死亡届の提出（未払い分がある場合は未支払障害児福祉手当請求書の提出）

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の分かるもの、戸籍謄本（全部事項）など亡くなられた方の相続人であることが分かる書類	障がい福祉課 ☎ 0898-36-1527

MEMO

特別障害者手当を受給していた

手続き 特別障害者手当死亡届の提出
（未払い分がある場合は未支払特別障害者手当請求書の提出）

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
□ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の分かるもの、戸籍謄本（全部事項）など亡くなられた方の相続人であることが分かる書類	障がい福祉課 ☎ 0898-36-1527

特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き 特別児童扶養手当受給者死亡届の提出
（未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出、受給資格が継続する場合は認定請求書の提出）

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
□ 受給資格者の死亡を証する書類 ※省略できる場合有 □ 未払い分がある場合は、手当の支給対象障害児の振込口座の通帳写し □ 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本、振込口座の通帳の写し	こども未来課 ☎ 0898-36-1529

6. 福祉（障がい）に関する手続き

特別児童扶養手当を受給していた

【児童が亡くなられた場合】

手続き 特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
□ 児童の死亡を証する書類 ※省略できる場合有	こども未来課 ☎ 0898-36-1529

今治市心身障害者（児）福祉年金を受給していた

手続き 今治市心身障害者（児）福祉年金口座振替申込書（変更）の提出

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が今治市心身障害者（児）福祉年金を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
□ 未払い分がある場合は相続人の振込口座の分かるもの	障がい福祉課 ☎ 0898-36-1527

MEMO

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き　自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 （更生医療・精神通院・育成医療）	障がい福祉課 ☎ 0898-36-1527

心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養共済年金）

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

手続き　死亡・重度障害届出書、年金支給請求書の提出

手続き詳細	期　限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給の請求の手続きが必要です。	掛金を支払っていた方が亡くなられた日から3年以内
	手続き可能な人
	年金を受給する方または、年金管理者
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方の死亡診断書の写し（医師の原本証明必要）または、死亡証明書・死体検案書（様式あり） □ 亡くなられた方の除住民票 □ 年金を受給する方の住民票 □ 年金を受給する方の振込口座の分かるもの □ 愛媛県心身障害者扶養共済制度加入証書	障がい福祉課 ☎ 0898-36-1527

心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養共済年金）

【年金を受給予定していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、弔慰金請求書の提出

手続き詳細	期　限
年金を受給予定していた方が亡くなられた場合、弔慰金請求の手続きが必要となります。	受給予定者が亡くなられた日から3年以内
	手続き可能な人
	年金加入者または、扶養年金管理者
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方の除住民票 □ 掛金を支払っていた方の住民票 □ 掛金を支払っていた方の振込口座の分かるもの	障がい福祉課 ☎ 0898-36-1527

【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書の提出

手続き詳細	期　限
年金を受給していた方が亡くなられた場合、死亡・重度障害届出書の提出のみ手続きしてください。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	指定相続人
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方の除住民票 □ 愛媛県心身障害者扶養共済制度年金証書	障がい福祉課 ☎ 0898-36-1527

重度心身障害者医療費の助成を受けていた

手続き 重度心身障害者医療費受給者証の返却の手続き

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が重度心身障害者医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となりますので、受給者証を返納してください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の重度心身障害者医療費受給者証	保険年金課 ☎ 0898-36-1520

重度障がい者（児）タクシー券を利用していた

手続き 未使用分の福祉重度障がい者（児）タクシー券福祉タクシー券の返却

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が重度障がい者（児）タクシー券を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の重度障がい者（児）タクシー券があれば返却となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の未使用分の重度障がい者（児）タクシー券	障がい福祉課 ☎ 0898-36-1527

MEMO

7. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き 受給者変更手続き

手続き詳細	期　限
受給者が亡くなられた場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未支払いの児童手当および受給者の変更の手続きが必要となります。 （未支払いの児童手当はお子様の口座に支給されます。）	原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
必要なもの	**手続き可能な人**
【受給予定者の場合】 □ 健康保険証 □ 金融機関の通帳 □ 本人確認書類 【お子様の場合】 □ お子様名義の通帳 ※ 受給年度の1月1日に海外にお住まいであった場合、別途戸籍の附票が必要となります。	受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方 **問い合わせ先** こども未来課 ☎ 0898-36-1529

児童扶養手当を受給していた

手続き 受給者死亡届提出

手続き詳細	期　限
受給者が亡くなられた場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未払いの手当がある場合は、別途手続きが必要ですので、ご相談ください。	14 日以内 **手続き可能な人** 親族など
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 手続きを行う人の本人確認書類	こども未来課 ☎ 0898-36-1529

子ども医療費の助成を受けていた

手続き 受給資格者証の返納の手続き

手続き詳細	期　限
子ども医療費受給資格者証を受給していた児童が亡くなられた場合、その児童の受給者証は死亡日をもって失効となりますので、返納してください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
□ 児童の子ども医療費受給資格者証	保険年金課 ☎ 0898-36-1520

ひとり親家庭医療費の助成を受けていた

手続き 受給資格者証の返納の手続き

手続き詳細	期　限
ひとり親家庭医療費受給資格者証を受給していた方が亡くなられた場合、その資格者証は死亡日をもって失効となりますので、返納してください。	速やかに
	手続き可能な人
	【児童が亡くなられた場合】 児童の保護者 【保護者が亡くなられた場合】 ご家族の方
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方のひとり親家庭医療費受給資格者証	保険年金課 ☎ 0898-36-1520

MEMO

養育医療券を交付されていた

手続き 受給券の返納の手続き

手続き詳細	期　限
養育医療券を交付していた乳児が亡くなられた場合、その乳児の医療券は死亡日をもって失効となりますので、返納してください。	速やかに
必要なもの	**手続き可能な人**
□ 乳児の養育医療券 □ 手続きを行う人の本人確認書類	乳児の保護者
	問い合わせ先
	保険年金課 ☎ 0898-36-1520

MEMO

8. 上下水道に関する手続き

上下水道を使用していた

手続き 名義変更または閉栓手続き

手続き詳細	期　限
ご利用の方が亡くなられた場合、下記の手続きが必要となります。 ● 水道を使用されない場合 【閉栓手続】…電話で受付け可能 ※ 閉栓手続の届出がない場合、基本料金が発生します。 ● 引き続き水道を使用される場合 【使用者名義の変更】　…電話で受付け可能 【納付書送付先の変更】…電話で受付け可能 【引き落とし口座の変更】…金融機関での手続きとなります。 引き落とし手続きには、金融機関の窓口において「預貯金通帳」と「金融機関へのお届け印」が必要となります。	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。 **手続き可能な人** 親族または同居者が望ましい
必要なもの	**問い合わせ先**
なし	水道お客さまセンター ☎ 0898-32-6760

井戸水を使用していた

手続き 使用人数の変更手続き

手続き詳細	期　限
井戸水を使用しており、公共下水道に接続されている世帯の方が亡くなられた場合、使用人数の変更手続きが必要です。	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。 **手続き可能な人** 親族または同居者が望ましい
必要なもの	**問い合わせ先**
なし	下水道業務課 ☎ 0898-36-1570

8. 上下水道に関する手続き

下水道事業受益者負担金を納付中であった

手続き 受益者変更手続き

手続き詳細	期　限
下水道事業受益者負担金を納付中の受益者（納付義務者）が亡くなられた場合は、受益者の変更の手続きをお願いします。	受益者の変更があった 14日以内
必要なもの	**手続き可能な人**
なし	どなたでも可
	問い合わせ先
	下水道業務課 ☎ 0898-36-1570

浄化槽の管理者であった

手続き 浄化槽管理者変更手続き

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が浄化槽の管理者であった場合、浄化槽管理者変更報告書の提出が必要です。	30日以内
必要なもの	**手続き可能な人**
なし	どなたでも可
	問い合わせ先
	環境政策課 ☎ 0898-36-1535

MEMO

9. その他の手続き

市営墓地を持っていた

手続き① 使用承継手続き（名義変更）

手続き詳細	期　限
市営墓地の使用許可を受けていた方（使用者）が亡くなられた場合は、使用承継手続き（名義変更）をお願いします。	なし
必要なもの	**手続き可能な人**
□ 墓地使用許可書または使用権承継許可書 □ 承継者の住民票 □ 亡くなられた方と承継者の関係が分かる戸籍等	承継者
	問い合わせ先
	環境政策課 ☎ 0898-36-1535

手続き② 納骨手続き

手続き詳細	期　限
市営墓地に納骨する場合、納骨届出が必要です。	なし
必要なもの	**手続き可能な人**
□ 火葬（埋葬）許可証	親族
	問い合わせ先
	環境政策課 ☎ 0898-36-1535

MEMO

飼い犬を登録していた

手続き 所有者変更手続き

手続き詳細	期　限
登録していた犬を飼われていた方がお亡くなりになられた場合、所有者変更手続きが必要です。	30日以内
必要なもの	**手続き可能な人**
なし	親族
	問い合わせ先
	環境政策課 ☎ 0898-36-1535

市営住宅に住んでいた

手続き 次のいずれかの手続き
・退去手続き・名義変更手続き・届出書の提出

手続き詳細	期　限
【住宅の名義人が亡くなられた場合】 「退去手続き」または「名義変更手続き」（条件を満たす場合のみ）が必要となります。どちらの手続きの場合も、窓口で手続きの説明および手続きに必要な書類の配布をします。手続きに必要な書類は、後日提出いただくこととなります。 【住宅の名義人以外の方が亡くなられた場合】 「届出書の提出」が必要となります。窓口で市営住宅異動届に必要事項を記入して提出してください。 【手続きができる場所】 今治市営住宅管理グループ 今治市共栄町２丁目２－１　しまなみビルヂング１階 ※令和６年度から市営住宅の管理が指定管理者に変更となりました。	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
	手続き可能な人
	【住宅の名義人が亡くなられた場合】 手続きの説明および手続きに必要な書類の配布のみのためどなたでも可 【住宅の名義人以外の方が亡くなられた場合】 住宅の名義人または名義人以外の同居者が望ましい
必要なもの	**問い合わせ先**
なし	今治市営住宅管理グループ ☎ 0898-23-6633

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金を申請していた

手続き 郵便局または福祉政策課へ連絡

手続き詳細	期　限
特別弔慰金の請求者が亡くなられた場合の特定相続人に係る事務手続き 【亡くなられた方の国債がお手元にある場合】 国債に記載されている郵便局へお問い合わせください。 【亡くなられた方が特別弔慰金を申請しており、国債がお手元にない場合】 福祉政策課へお問い合わせください。	速やかに **手続き可能な人** 相続人
必要なもの	**問い合わせ先**
申請後のケースに応じてご案内します。	福祉政策課 ☎ 0898-36-1525

MEMO

9. その他の手続き

家を相続した

【取り壊しや改修したい場合】

手続き 適正な管理の相談

手続き詳細	期　限
亡くなられた方から相続した家を空き家にされる場合、管理や取り壊しについてご相談ください。 また、住まわれる場合、耐震改修などについてご相談ください。	なし
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
□「固定資産税納税通知書」の中に綴られている「固定資産税（土地・家屋）課税明細書」	建築住宅課 ☎ 0898-36-1566

【貸したり売りたい場合】

手続き 今治市空き家バンクへの登録を紹介

手続き詳細	期　限
亡くなられた方から相続した家を貸したり売りたい場合、今治市空き家バンクに登録することができます。	なし
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
□「固定資産税納税通知書」の中に綴られている「固定資産税（土地・家屋）課税明細書」	地域振興課 ☎ 0898-36-1514

農地を相続した

手続き 農地の相続による届出書の提出

手続き詳細	期　限
亡くなられた方から農地の所有権、賃借権を相続した場合、届出が必要です。	権利取得を知った日から概ね10か月以内
必要なもの	手続き可能な人
□ 賃借権を相続した場合は遺産分割協議書の写し等 ※農地の所有権を相続した場合は、相続登記済の登記完了証をご持参いただければ、確認作業がスムーズに行えます。（必須ではありません）	相続人
	問い合わせ先
	農業委員会事務局 ☎ 0898-36-1591

森林を相続した

手続き 森林の土地の所有者届出

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が森林の土地を所有していた場合、相続により新たに所有者になられた方は届出が必要です。	所有者となった日から90日以内
必要なもの	**手続き可能な人**
□ 土地の位置を示す図面 □ 土地の登記事項証明書、その他の相続したことが確認できる書面	相続人
	問い合わせ先
	農林水産課 ☎ 0898-36-1542

家財整理をしたい

手続き クリーンセンターへのごみの搬入

手続き詳細	期　限
クリーンセンターへのごみの搬入の際は、ごみの発生場所（住所）を申請書に記入していただきます。 ※クリーンセンターで一部処分できない物があります。 ※ごみの発生場所（住所）が今治市外の場合は搬入できません。 ※処理手数料が必要です。 ※荷台のあるトラックで搬入する場合は、荷台をシート等で覆いをしてください。 ※施設によって営業日、時間が異なります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可 （業者委託の場合は、許可業者でないと搬入できません。）
必要なもの	**問い合わせ先**
なし	環境施設課 ☎ 0898-48-3601

MEMO

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、一般的な手続きについて記載しています。

項　目	期　日	備　考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2 年以内	協会けんぽおよび、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5 年以内	※お近くの年金事務所で手続きする必要があります。 年金事務所に行く際は予約が必要です。 今治年金事務所　☎ 0898-32-7355 亡くなられた方の基礎年金番号と請求者の基礎年金番号またはマイナンバーをお手元に持って電話予約してください。

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
なお、事業承継する場合については、別途相続人自身の手続きが必要です。

項　目	期　日	備　考
確定申告書 （所得税・消費税）	4か月以内	税務署に提出します。 今治税務署 ☎ 0898-32-6100
個人事業の 開業・廃業など届出書	1か月以内	
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	速やかに	
個人事業者の死亡届出書		
事業廃止届出書		
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書	1か月以内	

改葬・墓じまいの手続きについて

1 新しい改葬先を確保

新しい改葬先と契約等を行ってください。

2 埋葬証明証を発行

現在、埋葬されている墓地の管理者から、埋葬証明書を発行してもらいます。

3 改葬許可証の受け取り

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。

▼必要書類
改葬許可申請書・埋葬証明書

▼提出先（受取先）
墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可証を受け取ります。

4 遺骨を取り出し

遺骨を取り出します。遺骨の取り出しや墓石の撤去は石材店にお願いするため、事前にどこにお願いするか決めておきます。

5 納骨

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。

担当課・問い合わせ先

環境政策課
☎ 0898-36-1535

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

該当事項	☑	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	□	返納手続き	今治警察署 ☎ 0898-34-0110
恩給を受給していた	□	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証	□	故人の住所地を管轄する健康福祉センター（保健所）へお問い合わせください。	今治保健所 ☎ 0898-23-2500
被爆者健康手帳を持っている	□		
預貯金口座など	□	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	□	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	□	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店

該当事項	☑	主な手続き	問い合わせ先
国税	□	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 今治税務署 ☎ 0898-32-6100
不動産登記	□	土地・家屋などの所有者移転（相続）登記など	松山地方法務局 今治支局 ☎ 0898-22-0855
クレジットカード	□	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	□	契約継承、解約	
インターネット	□	名義変更、解約	
電気・ガス	□		
ケーブルテレビ	□		
NHK 受信料	□		☎ 0120-15-1515

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

MEMO

相続に関する手続きチェックリスト

戸籍の請求については P.2 の「亡くなられた方の戸籍取得について」をご確認ください。

☑	項　目	期　日	備　考
□	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
□	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
□	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
□	相続財産の調査		被相続人の預金通帳および郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産の全てを知ることができます。
□	遺産分割協議 （協議書の作成）		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
□	相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

☑	項　目	期　日	備　考
□	所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額および税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
□	相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円 ＋ 600万円 × 法定相続人の数

MEMO

家系図（3親等内の親族）

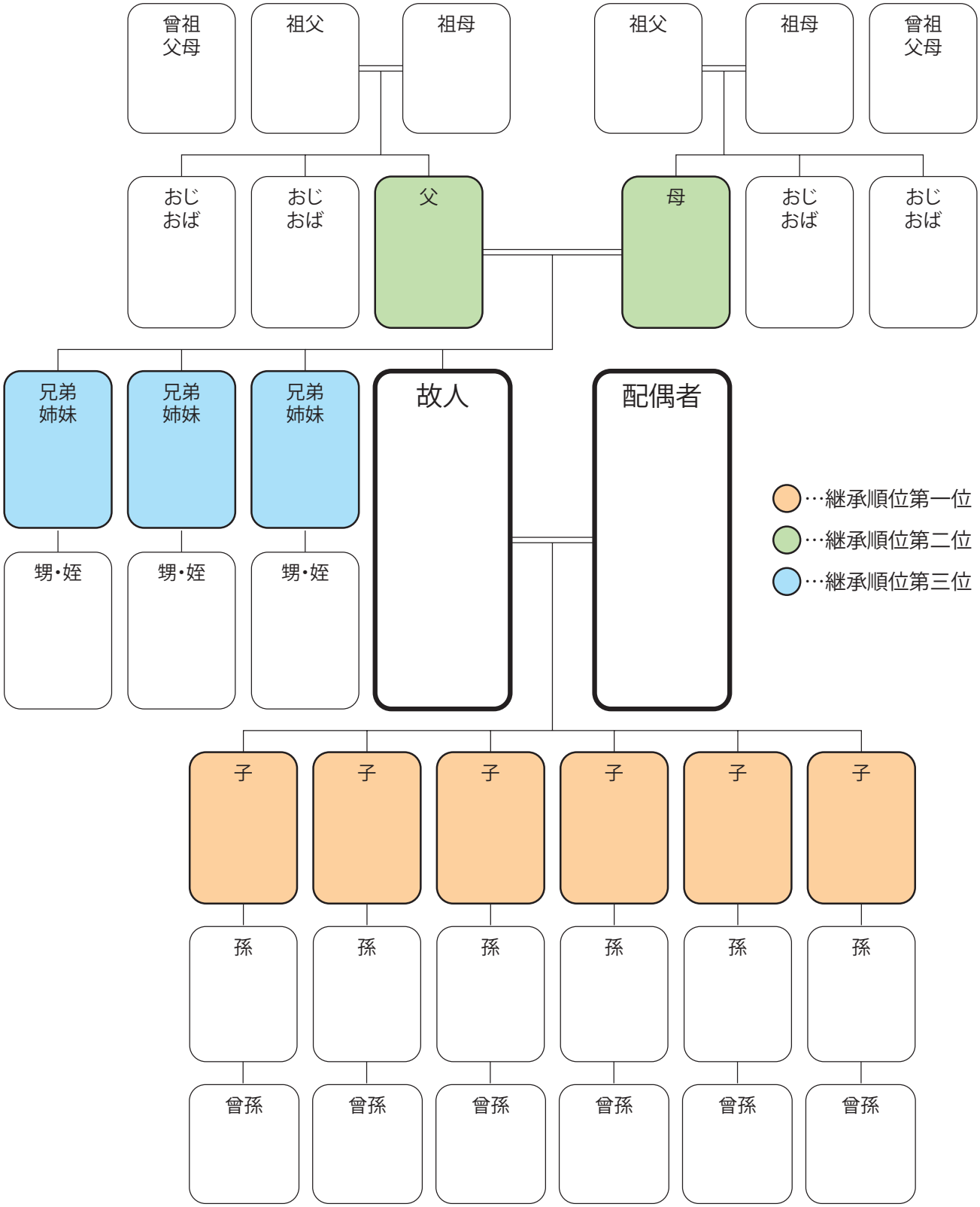

被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP（https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html）をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備　考
預貯金	金融機関名	支店名	金　額	備　考
その他の資産	名　称	内　容	保管場所など	備　考
借入金・ローン	借入先	金　額	返済方法	備　考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備　考
公的年金	基礎年金番号	種　類	受給金額	備　考
個人年金・企業年金	名　称	番号・記号など	受給金額	備　考
その他				

法定相続情報証明制度

相続人が作成し、登記官が認証した法定相続情報一覧図※の写しは、戸籍書類一式の代わりに、預金の払戻しや相続税の申告などの各種相続手続で利用できます。

※戸籍から判明する相続人を一覧にまとめた図

松山地方法務局今治支局
TEL 0898−22−0855（②）

MEMO

＊おくやみコーナー＊

月　　日（お客様番号：　　）

記入される前にお読みください。

※委任者がすべてを記入し、原本を提出してください。

※下記の委任行為、委任事項について、委任者へ電話で確認させていただく場合がありますので、日中に連絡が取れる連絡先電話番号を記入してください。

※手続きが１日で終わらない場合は、再度委任状をいただくことになりますので、ご了承ください。

死亡に関する手続き用

委　任　状

（宛先）今治市長

年　　月　　日作成

委任者（頼む方）

死亡者との続柄（配偶者　・　子　・　父母　・　孫　・　祖父母　・
喪主　・　世帯主　・　その他相続人　＿＿＿＿＿＿＿＿　）

住所　　都道府県

氏名

生年月日　：　大正・昭和・平成　　年　　月　　日

連絡先電話番号

（注意）手続きによっては、委任者の優先順位が決まっている場合もありますので、必ず担当課にお問合せください。

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

代理人（頼まれて窓口に来る方）

住所　　都道府県

氏名

生年月日　：　大正・昭和・平成　　年　　月　　日

キリトリ線

委任事項（委任する事項に✔を付してください

☐.....の死亡に伴う年金手続

未支給年金・死亡一時金・寡婦年金・遺族年金の請求及びこれらの請求に必要となる書類【戸籍（除籍）、改製原戸籍の謄（抄）本及び住民票（除票）、所得証明書】の交付申請及び受領に関する権限

☐.....の死亡に伴う相続手続きに必要となる戸籍（除籍）、改製原戸籍の謄（抄）本及び住民票（除票）の交付申請及び受領に関する権限

☐　市税に関する証明書の交付申請及び受領に関する権限

☐相続登記用：固定資産記載事項証明書　.....年度分

（土地：全部・一部）　（家屋：全部・一部）　各.....通

申請の際に、お亡くなりになられた方の死亡日が記載されている戸籍の謄（抄）本及びお亡くなりになられた方と委任者の関係がわかる戸籍の謄（抄）本が必要です。

☐ 国民健康保険申請及び受領に関する権限

☐ 後期高齢者医療の還付金・償還金の受領に関する権限

☐ 介護保険給付費（高齢介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費）

☐ 特別障害者手当に関する手続き

☐ 障害児福祉手当に関する手続き

☐ 福祉手当に関する手続き

☐ 飼い犬・所有者変更手続き

（注）相続登記では、登記申請日時点での最新年度の固定資産評価証明書が必要です。
固定資産評価証明書は、毎年４月１日に最新年度が替わります。

職員使用欄

〈 本人確認 〉

① 運転免許証、旅券（パスポート）、
運転経歴証明書（H24.4.1 以降のもの）
個人番号カード
障害者手帳
在留カード、特別永住者証明書
その他（　　）

② 被保険者証（国・社・共・後・介）
年金手帳、年金証書
医療受給者証（　　）
キャッシュカード、預金通帳
その他（　　）

〈 続柄確認 〉

世帯画面
戸籍
埋火葬許可証
その他（　　）

受付

確認者

＊おくやみコーナー＊

月　　日（お客様番号：　　）

記入される前にお読みください。
※代筆者がすべてを記入し、原本を提出してください。
※下記の委任行為、委任事項について、委任者へ電話で確認させていただく場合がありますので、
日中に連絡が取れる連絡先電話番号を記入してください。
※手続きが１日で終わらない場合は、再度委任状をいただくことになりますので、ご了承ください。

死亡に関する手続き用

委　任　状（代筆用）

（宛先）今治市長

年　　月　　日作成

委任者（頼む方）が署名困難な場合は代筆できます。
① 代筆者と代理人は別の方にしてください。
② 代筆された方は住所、氏名、連絡先電話番号、代筆理由を記入してください。

代筆者住所 ……

代筆者氏名 ……

代筆者連絡先電話番号 ……

代筆理由 ……

委任者（頼む方）
死亡者との続柄（配偶者　・　子　・　父母　・　孫　・　祖父母　・
喪主　・　世帯主　・　その他相続人　＿＿＿＿＿＿＿＿　）

住所　都道府県 ……

氏名 ……
生年月日　：　大正・昭和・平成　　年　　月　　日

連絡先電話番号 ……

（注意）手続きによっては、委任者の優先順位が決まっている場合もありますので、必ず担当課にお問合せください。

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

代理人（頼まれて窓口に来る方）　**代筆者以外の方**

住所　都道府県 ……

氏名 ……
生年月日　：　大正・昭和・平成　　年　　月　　日

キリトリ線

委任事項（委任する事項に✔を付してください

☐.....の死亡に伴う年金手続
未支給年金・死亡一時金・寡婦年金・遺族年金の請求及びこれらの請求に必要となる書類【戸籍（除籍）、改製原戸籍の謄（抄）本及び住民票（除票）、所得証明書】の交付申請及び受領に関する権限

☐.....の死亡に伴う相続手続きに必要となる戸籍（除籍）、改製原戸籍の謄（抄）本及び住民票（除票）の交付申請及び受領に関する権限

☐　市税に関する証明書の交付申請及び受領に関する権限

☐相続登記用：固定資産記載事項証明書　.....年度分
（土地：全部・一部）　（家屋：全部・一部）　各.....通
申請の際に、お亡くなりになられた方の死亡日が記載されている戸籍の謄（抄）本及びお亡くなりになられた方と委任者の関係がわかる戸籍の謄（抄）本が必要です。

☐ 国民健康保険申請及び受領に関する権限
☐ 後期高齢者医療の還付金・償還金の受領に関する権限
☐ 介護保険給付費（高齢介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費）
☐ 特別障害者手当に関する手続き
☐ 障害児福祉手当に関する手続き
☐ 福祉手当に関する手続き
☐ 飼い犬・所有者変更手続き

（注）相続登記では、登記申請日時点での最新年度の固定資評価証明書が必要です。
固定資産評価証明書は、毎年４月１日に最新年度が替わります。

職員使用欄

＜ 本人確認 ＞

① 運転免許証、旅券（パスポート）、
運転経歴証明書（H24.4.1 以降のもの）
個人番号カード
障害者手帳
在留カード、特別永住者証明書
その他（　　）

② 被保険者証（国・社・共・後・介）
年金手帳、年金証書
医療受給者証（　　）
キャッシュカード、預金通帳
その他（　　）

＜ 続柄確認 ＞

世帯画面
戸籍
埋火葬許可証
その他（　　）

受付

確認者

発　　行　今治市役所
編集／制作　株式会社鎌倉新書
発 行 年　2025 年 5 月